

山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の一般海域における洋上風力発電のあり方に係る地域の合意形成に向け、課題の抽出や対応策等の議論を行うとともに、関係者間の理解促進に資する調査研究を行うため、海域利用者や経済団体、関係行政機関などによる「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」(以下「研究・検討会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 研究・検討会議は別表に掲げる委員により構成する。

(座長)

第3条 研究・検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を統括する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 研究・検討会議は座長が必要に応じて招集する。

2 委員が会議に出席できない場合は、座長は、代理の者の出席を認めることができる。

3 座長が必要と認めるときは、会議に構成団体以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(円滑な運営のための組織)

第5条 研究・検討会議は、その円滑な運営のために必要な組織を設けることができる。

(情報公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。

(設置期間)

第7条 研究・検討会議の設置期間は、研究・検討が終了するまでとする。

(事務局)

第8条 研究・検討会議の事務局は、山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究・検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

別表

機関名称・職名	氏名	区分
山形県漁業協同組合 代表理事組合長	本間 昭志	海域利用者
山形県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長	大場 一昭	海域利用者
山形県鮭人工孵化事業連合会 会長理事	尾形 修一郎	海域利用者
特定非営利活動法人山形県小型船舶安全協会 会長	齋藤 賢作	海域利用者
日本野鳥の会 山形県副支部長	近藤 忠男	有識者
山形県環境審議会 委員	三浦 秀一	有識者
東北公益文科大学 学事顧問	吉村 昇	有識者
東北公益文科大学 教授・公益学部長	三木 潤一	有識者
鶴岡工業高等専門学校 教授	本橋 元	有識者
公益社団法人山形県観光物産協会 専務理事	小野 真哉	経済団体
山形県商工会議所連合会 理事	菅原 靖	経済団体
山形県商工会連合会 専務理事	太田 宏明	経済団体
山形県信用保証協会 常務理事	柴崎 渉	経済団体
公益財団法人山形県企業振興公社 常務理事	林 義和	経済団体
一般社団法人山形県建設業協会 専務理事	佐原 伸児	経済団体
株式会社山形銀行 営業支援部長	後藤 隆之	金融機関
株式会社荘内銀行 執行役員 営業推進部長	黒田 隆行	金融機関
株式会社きらやか銀行 執行役員 本業支援部長	木村 哲也	金融機関
一般社団法人日本風力発電協会 専務理事	中村 成人	アドバイザー
一般社団法人海洋産業研究・振興協会 顧問	中原 裕幸	アドバイザー
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー部 風力・海洋グループ 主任研究員	大和田 千鶴	アドバイザー
山形県エネルギー政策総合アドバイザー	山家 公雄	アドバイザー
海上保安庁 第二管区海上保安本部 酒田海上保安部長	伊藤 智人	行政機関 (国)
国土交通省 東北地方整備局 酒田港湾事務所長	藤原 弘道	行政機関 (国)

別表（続き）

機関名称	氏名	区分
鶴岡市 市民部長	伊藤 慶也	行政機関（市）
鶴岡市 農林水産部長	佐藤 龍一	行政機関（市）
酒田市 地域創生部長	佐々木 好信	行政機関（市）
酒田市 農林水産部長	久保 賢太郎	行政機関（市）
遊佐町 地域生活課長	太田 智光	行政機関（町）
遊佐町 産業課長	舘内 ひろみ	行政機関（町）
山形県 環境エネルギー部長	安孫子 義浩	行政機関（県）
山形県 産業労働部 次長	岡崎 正彦	行政機関（県）
山形県 農林水産部 次長	森谷 健	行政機関（県）
山形県 県土整備部 次長	土屋 倫朗	行政機関（県）
山形県 港湾事務所長	松田 茂	行政機関（県）
山形県庄内総合支庁 保健福祉環境部長	渡辺 亘	行政機関（県）
山形県庄内総合支庁 産業経済部長	武田 広幸	行政機関（県）